

知っていますか??

子ども と人権



WANPUG

人はだれもが尊重され、幸せに生きる権利を持っています。

これは、出身地、人種や民族、性別、障がいのあるなし、年齢などを超えて、すべての人に生まれながらに与えられた権利です。

子どもは、たまたま年齢が低いというだけであり、同じ人間として大人同様に人権が備わっているのです。

しかし、現実には、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待などによって傷つくことが、大きな社会問題となっています。

これらの解決には、大人が子どもの人権についての理解を深め、子どもも大人と同様に人権が尊重される社会の実現に向けて、私たち一人一人が考えていくことが必要です。

小 山 市
小山市教育委員会

子どもたちの尊厳をまもるために - 子どもの権利条約 -

1989(平成元)年11月、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が第44回国連総会で採択されました。

この条約は、地球上のすべての18歳未満の子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されるようにとの願いを含めて、約10年にわたる話し合いを経てつくられました。

現在、世界中で193の国・地域(2011(平成23)年10月現在)が条約を批准し、日本も1994(平成6年)に批准しています。

この条約では、子どもが一人の人間として尊重され、大人と同じように独立した人格と尊厳を持つ権利の主体としてみなしており、文化や法制度などの違いを越えた、全ての国・地域に受け入れられる普遍的な内容となっています。

また、国連ではこの条約を強化・補完するものとして、2000(平成12)年に「武力紛争における児童の関与」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノ」に関する選択議定書を採択し、日本も批准しています。

「子どもの権利条約」が定めている権利

① 生きる権利

病気・ケガの適切な予防措置や治療を受け、生命の安全が保障され、健康に生活できる権利。



② 育つ権利

教育、福祉などの側面から、子どもたちの健やかな成長に必要な支援を国、親をはじめとする大人から受ける権利。



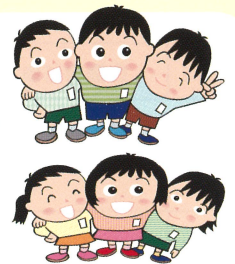
③ 守られる権利

強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利。また、障がいのある子どもや少数民族の子どもなどについては、特別に保護される権利。



④ 参加する権利

子どもたち自身の意向を尊重した、意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利。



日本での取り組み

日本では、1951(昭和26)年に「児童憲章」が宣言されています。また、児童福祉法や教育基本法、少年法など、子どもに関連する法律も整備されています。

そして、1994(平成6)年の「子どもの権利条約」批准をうけ、「児童虐待の防止等に関する法律」も施行され、いじめ、体罰、虐待などの権利侵害から子どもを守るための、様々な対応がなされています。

法務省の人権擁護機関では、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小中学校の児童・生徒に「子ども人権SOSミニレター」を配布し、子どもの悩みを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっています。

小山市での取り組み

乳幼児保育施設において「子どもの人権尊重」「心を育てる保育」を行っています。

☆ 0・1・2歳児は“心から愛される事”が大切です。愛される事により情緒が豊かに育ち、人を信頼して、将来、社会の中で自分の力を発揮していくようになります。よって、子どもたちに係る全ての大人が愛情を注ぐ環境を大切にしています。

☆ 3～6歳児に対しては、毎日の遊びや生活を通して、友だちとの様々な考えや行動、生活態度に触れ合いながら、お互いを認め、大切にすることを育てるように心がけています。

虐待相談、養護相談、育成相談、その他の相談等を行っています。

☆ 0歳から18歳未満の児童を持つ家庭の福祉・養育についての相談に応じ、すべての子どもが適切な環境のもと、その成長発達にあわせて、心身ともに健やかに育ち安心して生活できるように取り組んでいます。

人権尊重の教育、生命尊重の教育を基盤に据えて教育を行っています。

ここでは、子どもの人権問題のうち、「いじめの根絶」「不登校の解消」「体罰の根絶」に向けた取組を紹介します。

☆いじめの根絶

- 「いじめ問題対策検討委員会」を開催します。
- 上記議論を踏まえ「いじめのない学校づくりに向けた提言」をまとめ、市内小中学校へ周知します。
 - ①いじめのない学校づくりのための総点検と校内指導体制の構築 ②いじめを許さない、居がいのある学級づくり
 - ③教育活動の充実によるいじめの未然防止 ④いじめ問題に対する教師の意識の高揚と資質向上 ⑤いじめ問題の早期発見・早期対応
 - ⑥学校・家庭・地域が連携したいじめを許さない取組 ⑦教育委員会及び関係諸機関等との連携強化によるいじめ防止
- 上記提言を受け、各学校で「いじめ対策アクションプラン」を作成し、適切な指導に努めます。
 - いじめを受けた子どもへの対応策だけでなく、いじめた子どもに対する指導・支援の在り方等も盛り込まれるなど、いじめの背景の理解や未然防止へ向けた様々な対策が取られています。
- hyper-QU検査「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を全ての学校の小4、小5及び中2で実施し、児童生徒の実態を把握し、好ましい人間関係づくりに取り組んでいます。
- スクールカウンセラーや相談員を学校に配置し、保護者や児童生徒が相談しやすい体制を整えるとともに、定期的に教育相談期間を設け、子どもの実態把握を行い、その対応に努めています。
- 各校担当指導主事が、いじめの実態、解消事例等を聞き取るとともに、全教職員の研修会を行います。
- 「いじめゼロ子どもサミット」(25年度実施)
子ども達の主体的な活動を通して、いじめをなくす機運を高め、よりよい学校づくりを目指します。
- 「いじめ等防止市民会議」(25年度実施)
関係各機関の立場から専門性のある様々な意見をもらい、市民レベルでもいじめの根絶を目指します。

☆不登校の解消

- 各学校に下記のようなことをお願いし、各校で取り組んでいます。
 - ・日頃から多くの目で子どもを見ていき、わずかな変化をキャッチし、職員間で共有すること
 - ・全教職員が子どもの悩み等を共感的に理解し、一つのチームとなって、指導を推進すること
 - ・子ども達が生き生きと学校生活を送るためには「わかる授業」を展開すること
 - ・自他を大切にすることを「心の教育」の充実を図ること
 - ・定期的に教育相談の期間を設け、悩みなどを把握し対応し、多くの教師でかかわること
 - ・継続して欠席した場合には、家庭訪問を行い、家庭との連絡を密にすること
 - ・児童生徒一人一人の状況に応じた指導など、きめ細かな支援に努めること
- スクールカウンセラーと教育相談員を学校に配置し、早期発見・早期対応に向けた支援を行います。児童生徒だけでなく保護者の相談にも対応できる体制を整えています。
- 市不登校児対策検討委員会の提言を基に、各校で個別に対応したり、不登校適応指導教室や青少年相談室等の関係機関と連携します。

☆体罰の根絶

- 人権に関わる一番の教育環境は教職員であり、各校で人権意識を高めながら指導しています。
- 不祥事防止マニュアルを周知し、徹底します。
- 教職員一人一人の自覚と危機意識の高揚のための研修を行います。(・体罰に対する正しい認識・具体例やチェックリストの活用・不祥事防止プログラムに係るロールプレイング研修)
- 不祥事防止に係る組織を設置し、情報を共有し、連携体制を整えます。
- 複数指導体制・組織での児童生徒指導を行います。
- 日常的な「報告・連絡・相談・確認」を徹底するとともに、管理職の校内巡回や授業観察を行います。
- 部活動本来の目的等を再確認し、指導状況の報告、部活動中の校内巡回を行います。
- 風通しのよい職場づくり、人間関係の構築に努め、問題や悩みを抱える教職員への支援をします。
- 児童生徒との共感的な人間関係づくりをし、児童生徒理解に努めます。
- 開かれた学校づくりをします。(・教育相談ポスト・教育相談室の設置・定期的な教育相談週間)

オレンジリボン運動



オレンジリボン発祥の地は小山市で、その活動は全国各地に広がっています。「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

虐待かも…と思ったら

児童相談所全国共通ダイヤル
0570-064-000



ひとりで悩まず相談を

全国共通 人権相談ダイヤル
0570-003-110

子どもの人権 110番
0120-007-110

小山市の人権に関する相談窓口

小山市では、課題の内容に応じてさまざまな相談窓口を設けています。また、人権相談ではすべての人権問題の相談を受け付けています。

最新の情報は「広報小山」毎月15日号の相談のページまたは小山市公式ホームページをご参照ください。

課 題	名 称 等	相談日	時 間	場 所	連絡先	電 話 (0285)
女性						
女性の悩み 日常生活・心やかからだ 家庭・男女間・DV セクハラなど	ひとり親家庭及び婦人相談 <母子自立支援員/要予約>	月-金	09:00～ 17:00	保健福祉センター3F 家庭児童相談室	こども課	22-9626
	女性のための心の相談 <カウンセラー/要予約>	第4月曜	13:30～ 16:30	八幡町1-4-5 男女共同参画センター	男女共同参画課	22-8078
	女性の生き方なんでも相談 <弁護士/要予約>	第4金曜	10:00～ 12:00	八幡町1-4-5 男女共同参画センター	男女共同参画課	22-8078
子ども						
児童虐待・養育など	家庭児童相談 <家庭相談員>	月-金	08:30～ 17:15	保健福祉センター3F 家庭児童相談室	こども課	22-9626
いじめ・不登校	青少年相談 <青少年相談員>	月-金	09:00～17:00 10:00～17:00	八幡町1-8-49青少年相談室	面接相談(要予約) 電話相談	25-4002 25-4006
	不登校適応指導教室 <相談員>	月-金	09:30～ 16:00	八幡町1-5-15	学校教育課	24-5531
高齢者						
高齢者虐待	地域包括支援センター (市内5箇所)での相談	月-金	08:30～ 17:15	保健福祉センター4F	高齢生きがい課	22-9542
医療・介護	認知症相談	月-金	08:30～ 17:00	保健福祉センター4F	高齢生きがい課	22-9539
権利擁護	権利擁護専門相談 <相談員><弁護士/要予約>	第2金曜	10:00～ 12:00(併)15:00(相)	小山市神鳥谷931-3 神鳥谷庁舎1F	社会福祉協議会	22-5353
障がい者						
障がい者虐待	障がい者相談 <相談員>	月-金	08:30～ 17:15	小山市保健福祉センター1F 小山地区障がい者相談支援センター	福祉課	22-9624
	こころの相談 <要予約>	月1回	14:00～ 15:30	保健福祉センター	福祉課	22-9629
権利擁護	権利擁護専門相談 <相談員><弁護士/要予約>	第2金曜	10:00～ 12:00(併)15:00(相)	小山市神鳥谷931-3 神鳥谷庁舎1F	社会福祉協議会	22-5353
同和問題						
生活上の差別 えせ同和行為	人権相談 <人権擁護委員>	第2金曜	10:00～ 15:00	本庁地下市民相談室	人権推進課	22-9292
地域の悩み	隣保事業相談 <生活相談員>	月-金	08:30～ 17:15	本庁2F	人権推進課	22-9292
外国人						
生活相談	外国人相談室 <相談員>	月-金	08:30～ 17:15	本庁1F外国人相談室	外国人相談室	22-9439
HIV・ハンセン病						
就労・その他	県南健康福祉センターと連携	月-金	08:30～ 17:15	保健福祉センター3F	健康増進課	22-9524
犯罪被害者						
支援	被害者支援センターとちぎと連携	月-金	08:30～ 17:15	本庁2F	生活安心課	22-9282
インターネットの人権侵害						
差別的表現の流布	人権相談 <人権擁護委員>	第2金曜	10:00～ 15:00	本庁地下市民相談室	人権推進課	22-9292
その他						
法律の悩み	法律相談 <弁護士/要予約>	第3日曜	09:30～ 12:30	本庁地下市民相談室	生活安心課	22-9282
生活全般の悩み	心配ごと相談 <相談員> 第2・4火曜は午後のみ	火曜	10:00～ 15:00	小山市神鳥谷931-3 神鳥谷庁舎1F	社会福祉協議会	22-9501
	心配ごと相談 <弁護士/要予約>	第2・4火曜	10:00～ 12:00	小山市神鳥谷931-3 神鳥谷庁舎1F	社会福祉協議会	22-9501

発行 小山市役所人権推進課 TEL 0285-22-9292 FAX 0285-22-8972 E-mail: d-jinken@city.oyama.tochigi.jp

小山市公式ホームページ URL <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

2013年3月発行 2,000部